

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（令和6年11月8日京都市条例第12号）（都市計画局建築指導部建築審査課）

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和6年法律第53号。以下「整備法」という。）の施行により建築基準法の一部が改正され、国、都道府県又は建築主事を置く市町村が建築する建築物について、指定確認検査機関が審査することができることとなること等に伴い、規定を整備する必要があるため、京都市駐車場条例ほか8条例の一部を改正することとしました。

この条例は、整備法第7条の規定の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行することとしました。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を公布する。

令和6年11月8日

京都市長 松井孝治

## 京都市条例第12号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(京都市駐車場条例等の一部改正)

第1条 次に掲げる条例の規定中「第18条第2項」の右に「若しくは第4項」を加える。

- (1) 京都市駐車場条例第28条前段
- (2) 京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例第24条第2項第1号
- (3) 京都市地球温暖化対策条例第69条第1項各号列記以外の部分
- (4) 京都市地域コミュニティ活性化推進条例第15条第1項及び第3項後段並びに第17条第3項後段及び第5項後段

(京都市市街地景観整備条例の一部改正)

第2条 京都市市街地景観整備条例の一部を次のように改正する。

第22条第2項中「の規定による確認(」を「(これらの規定を)」に改め、「同じ。)」の右に「の規定による確認」を加え、同条第3項中「の規定による通知(」を「若しくは第4項(これらの規定を)」に改め、「含む。)」の右に「の規定による通知」を加える。

(京都市中高層建築物等の建築等に係る住環境の保全及び形成に関する条例の一部改正)

第3条 京都市中高層建築物等の建築等に係る住環境の保全及び形成に関する条例の一部を次のように改正する。

第11条第1項第1号中「(法)」を「若しくは第4項(これらの規定を法)」に改め、同条第2項第2号中「(法)」を「又は第4項(これらの規定を法)」に改める。

(京都市都市計画関係手数料条例の一部改正)

第4条 京都市都市計画関係手数料条例の一部を次のように改正する。

別表第1(3)の項から(5)の項までの規定中「第18条第16項」を「第18条第20項」に改め、同表(6)の項中「第18条第19項」を「第18条第28項」に改め、同表(7)の項中「第18条第24項」を「第18条第38項」に改め、同表備考4中「第18条第4項ただし書」を「第18条第5項ただし書」に改める。

(京都市建築物等のバリアフリーの促進に関する条例の一部改正)

第5条 京都市建築物等のバリアフリーの促進に関する条例の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「の規定において」を「において」に、「(同法)」を「若しくは第4項(これらの規定を同法)」に改める。

(京都市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例の一部改正)

第6条 京都市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「の規定(」を「(これらの規定を)」に改め、「含む。)」の右に「の規定」を、「第18条第2項」の右に「若しくは第4項」を加える。

第16条中「の規定(」を「若しくは第4項(これらの規定を)」に改め、「含む。)」の右に「の規定」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(令和6年法律第53号。以下「整備法」という。)第7条の規定の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の京都市都市計画関係手数料条例の規定は、整備法第7条の規定の施行の日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

(都市計画局建築指導部建築審査課)